

68 埼玉西部消防組合

建設 工事	査 計 測 量 調	書 類 名	摘 要
		1 市税に未納の税額がないことの証明書 <写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に発行したものを提出してください。 ・申請する事業所の所在地が、構成市(所沢・飯能・狭山・入間・日高の5市)内の場合に提出してください。 ・事業所の所在地に応じ、以下の証明書を提出してください。 ・徴収の猶予を受けている場合等、未納であることに正当な理由があるときは、証明書に替えてそのことを証する書類を提出してください。 < 所沢市 > ・所沢市課税の市税の滞納税額のないことの証明書。(申請日前3か月以内のもの。) < 飯能市 > ・申請日前3か月以内に飯能市が発行したもの。 < 狭山市 > ・狭山市役所1階総合窓口及び各地区センター等で交付する証明書で、未納の徴収金がないことの証明書。(申請日前3か月以内のもの。) < 入間市 > ・入間市収税課及び各地区センターで交付する納税証明書で、税目が「滞納のないことの証明」のもの。(申請日前3か月以内のもの。) < 日高市 > ・申請日前3か月以内に日高市(税務課)が発行したもの。

【 埼玉西部消防組合 提出書類 】の問合せ先
 埼玉西部消防組合 契約会計課 契約・検査グループ
 TEL: 04 - 2929 - 9136 FAX: 04 - 2929 - 9127